平成２１年（フ）第２８１９号
福岡県朝倉市牛鶴318番地７
債務者　佐藤　准子（旧姓本井傳）
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４５号
福岡市早良区荒江２丁目23番25―205号
債務者　高口　頼光
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４６号
福岡市早良区荒江２丁目23番25―205号
債務者　高口由紀子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１１号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目15番10号
債務者　伊藤　忠男
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１２号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目15番10号
債務者　伊藤　清子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４２号
福岡市博多区東比恵３丁目11番９―205号
債務者　佐藤　悠子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３４７号
福岡市東区舞松原４丁目４番1453号
債務者　宮川　　直
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３５１号
福岡市博多区空港前３丁目15番６号
債務者　平野由美子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵677番地23
債務者　横山　喬矣
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６１号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵677番地23
債務者　横山　恭子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４１９号
福岡市南区平和２丁目６番38号
債務者　納富　治豪
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２０号
福岡市中央区笹丘１丁目33番25―101号
債務者　納富　光子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２７号
福岡市博多区那珂１丁目３番32号
債務者　小川　　茜
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３９号
福岡市西区田尻１丁目12番10―106号
債務者　野田　裕子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４４０号
福岡市博多区板付３丁目26番411号
債務者　柴田　廣美
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４号
福岡県糸島市二丈武234番地５
債務者　大江　智美
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８号
福岡市東区青葉１丁目９番６号
債務者　廣渡　政二
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９号
福岡県春日市若葉台西６丁目83番地グリーンヴィラ若葉台Ａ棟102号
債務者　唐島有紀子（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１号
福岡市東区原田２丁目17番41号
債務者　山崎　明美
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部